

旅館業法第3条第2項に規定する欠格事項

欠格事項	次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことがあります。
	第1号 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者 (精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
	第2号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	第3号 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
	第4号 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
	第5号 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
	第6号 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が第1号から第5号までのいずれかに該当するもの
	第7号 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
	第8号 暴力団員等がその事業活動を支配する者

旅館業法第3条第3項に掲げる施設

施設	許可申請に係る施設が、次に掲げる施設(以下、「学校等」という。)の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合、学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないか関係部署に意見を求めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条学校(大学を除く)、幼保連携型認定こども園 ・児童福祉施設 ・社会教育に関する施設、図書館、博物館・博物館に相当する施設、公民館、スポーツ施設・国又は地方公共団体が設置する施設のうち、運動の用に供する部分の面積が1,500㎡以上の陸上競技場、球技場、運動広場、体育館又は水泳プール ・青少年の利用に供される施設(明石市立文化博物館、明石市生涯学習センター、明石市立少年自然の家)

旅館業法施行規則第5条第1項に掲げる施設

施設	第1号 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
	第2号 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの
	第3号 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
	第4号 農林漁業体験民宿業に係る施設

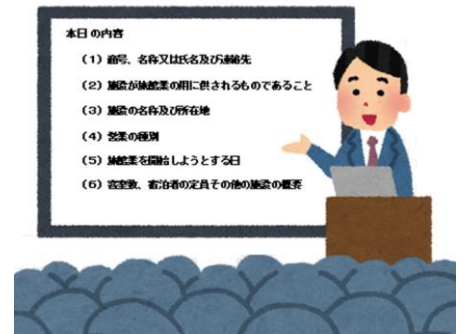
住民説明

1. 周知事項

旅館業を営もうとする者は、旅館業法第3条第1項の申請をしようとする日までに、その申請に係る施設の近隣住民に対し、説明会を開催し、次に掲げる事項について周知を図らなければならない。

ただし、説明会の欠席者に対しては次に掲げる事項を記載した書面の配布により周知を図れば足りる。

- (1) 商号、名称又は氏名及び連絡先
- (2) 施設が旅館業の用に供されるものであること。
- (3) 施設の名称及び所在地
- (4) 営業の種別（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業）
- (5) 旅館業を開始しようとする日
- (6) 客室数、宿泊者の定員その他の施設の概要



住
民
説
明

2. 近隣住民

近隣住民は次に掲げる旅館業を営もうとする施設の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

- (1) 共同住宅に存する施設 当該共同住宅に居住する住民
- (2) 共同住宅に存する施設以外の施設 当該施設の所在地をその区域に含む自治会の区域に居住する住民（当該住宅の所在地をその区域に含む自治会が結成されていない場合にあっては、市長が別に定める者）
- (3) 共同住宅のすべての住戸を旅館業の用に供するときは、当該共同住宅は共同住宅に存する施設以外の施設とみなす。

3. 周知後の対応

周知の際、近隣住民から意見又は要望があった場合は適正かつ迅速に対応すること。